

各地商工会議所・連合会の役職員、ご家族のみなさまへ

総合傷害補償制度 加入のおすすめ

(正式名称:フルガード保険特約付普通傷害保険、交通事故傷害保険、所得補償保険、精神障害担保持約付団体長期障害所得補償保険)

- 保険期間** 平成24年1月1日午後4時～平成25年1月1日午後4時
- 申込締切日** 平成23年11月25日(金) (財団法人全国商工会議所共済会への加入依頼書必着日)
- 加入対象者** 各地商工会議所・連合会に勤務されている常勤役職員、配偶者、子供、父母、兄弟姉妹、同居親族(所得補償保険<短期型・長期型>は常勤役職員のみ)
- 保険料のお支払い** 24年1月給与より12回分割でお支払いいただきます

団体割引

傷害保険

10%

所得補償保険
(短期型)

15%

所得補償保険
(長期型)

15%

- ▶ 国内外での急激かつ偶然な外来の事故、交通事故を**24時間補償!**(傷害保険)

*傷害保険A型・B型の場合

- ▶ 天災(地震・噴火・津波)によるケガも補償!

*傷害保険B型の場合

- ▶ 病気・ケガはもちろん、うつ病等の心の病気による療養もしっかりカバーできます!

*所得補償保険(長期型)の場合

ケガや事故で働けなくなったときの補償が充実しているから安心!

割安な保険料で家族で入れるから安心!



ご加入内容のご確認

新規加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」に沿ってご確認ください。記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一、誤りがありましたら、財団法人全国商工会議所共済会または引受保険会社へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

【現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします】

現在ご加入の方につきましては申込締切日までに特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、財団法人全国商工会議所共済会では、この募集パンフレット等に記載の保険金額・補償内容にて、引受保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のお手続等は不要です(加入依頼書の提出は不要です)。

その他ご不明な点等ございましたら、引受保険会社までご連絡ください。なお、更新時には、保険金額が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

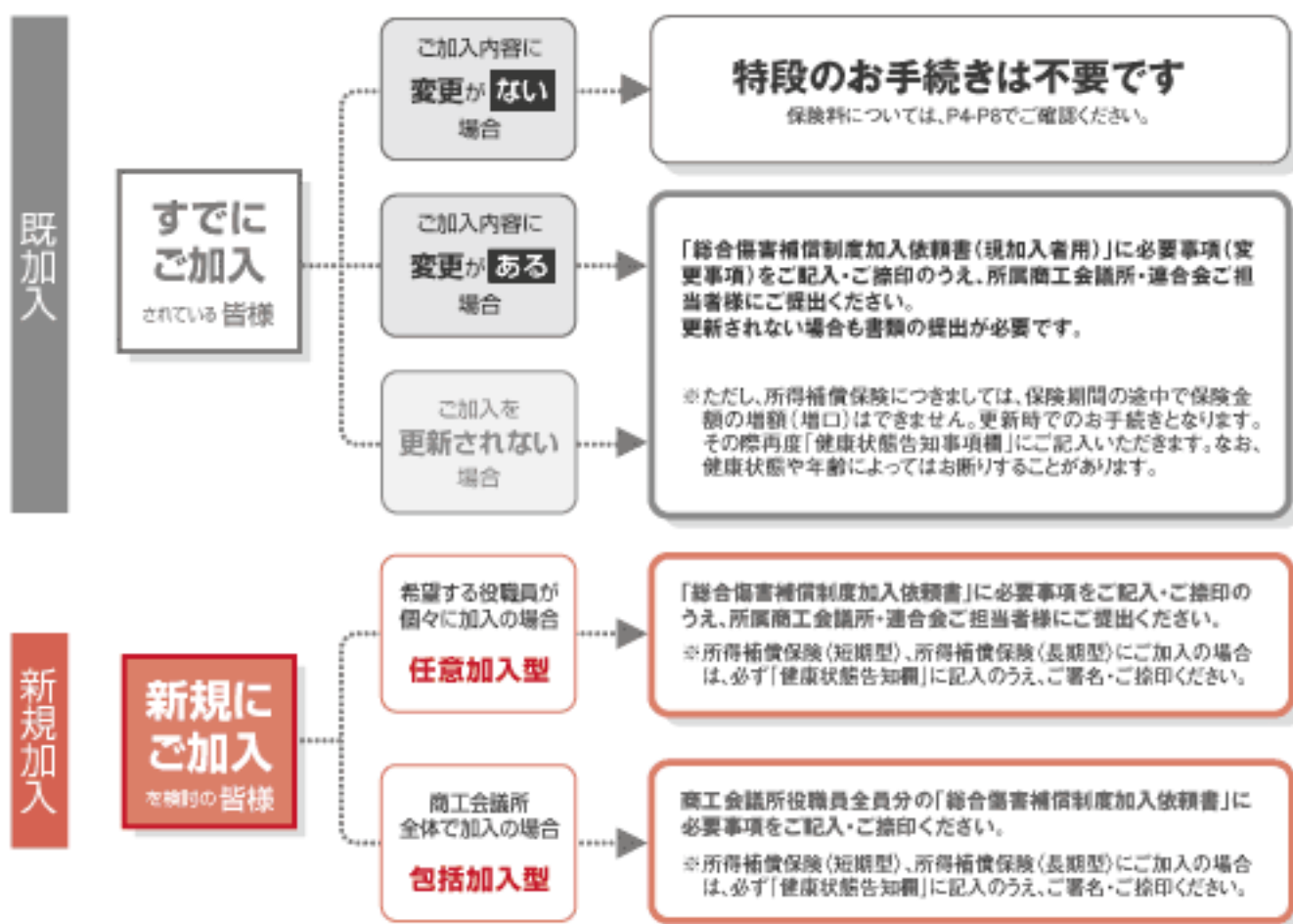
財団法人 全国商工会議所共済会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-17-9 TCUビル6F

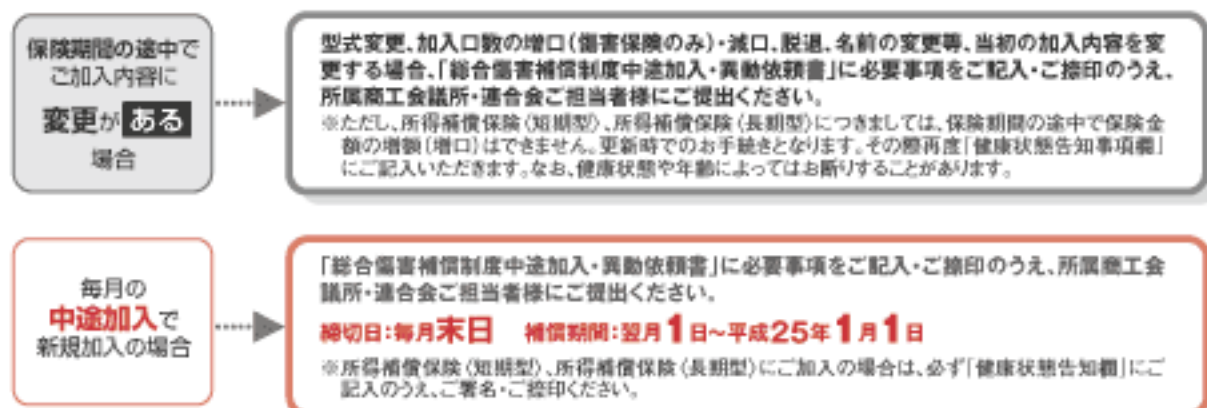
TEL 03-3518-0181 FAX 03-3518-0184

手続きの流れ

保険始期当月より毎月払いでお支払いいただきます
(加入申込者のそれぞれの給与から控除されます)



その他の手続きの流れ



総合傷害補償制度はライフプランに合わせて、**必要な補償**を組み合わせられます!

責任世代の充実補償プラン!
就業障害となった場合も備えは安心!



- 男性
- 50歳
- 妻46歳
- 子13歳
- 子10歳

傷害保険

A型 天災補償 なし + **B型** 天災補償 あり

オプション①
携行品損害補償

オプション②
住宅内生活用
動産補償

所得補償保険
〈短期型〉

所得補償保険
〈長期型〉

普通傷害保険・交通事故傷害保険 (A型20+8歳20) **2,600円**
携行品損害補償 **70円**
住宅内生活用動産補償 **600円**
所得補償保険(長期型)(300) **22,140円**

合計月額保険料 **25,410円**

マイホームを買ったから、
動産補償、所得補償をプラス!



- 女性
- 40歳
- 夫42歳
- 子6歳

傷害保険

A型 天災補償 なし + **B型** 天災補償 あり

オプション①
携行品損害補償

オプション②
住宅内生活用
動産補償

所得補償保険
〈短期型〉

所得補償保険
〈長期型〉

普通傷害保険・交通事故傷害保険 (A型20+8歳30) **3,300円**
携行品損害補償 **70円**
住宅内生活用動産補償 **600円**
所得補償保険(短期型)(50) **5,000円**

合計月額保険料 **8,970円**

若いからこそ、長期の
就業障害に備えたい!



- 男性
- 30歳

傷害保険

A型 天災補償 なし + **B型** 天災補償 あり

オプション①
携行品損害補償

オプション③
住宅内生活用
動産補償

所得補償保険
〈短期型〉

所得補償保険
〈長期型〉

所得補償保険(長期型)(200) **9,160円**

合計月額保険料 **9,160円**

日常生活でのケガを手厚く補償

傷害保険

フルガード保険特約付帯普通傷害保険・交通事故傷害保険

団体割引

10%

(職種別A)

日常生活での急激かつ偶然な外来の事故のケガによる死亡(後遺障害)、または入院や通院等を補償します

特長

- 国内外を問わず日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる

さまざまなケガ に対応します。 ※病気による死亡、入院、通院は対象になりません



ジョギング中のケガ



ゴルフ中のケガ



旅行中のケガ



匠作業中のケガ



階高から落ちてケガ

※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど、特に危険な運動中のケガは、補償の対象になりません。

- 「天災補償あり」タイプもお選びいただけます。

地震、津波等 によるケガは天災危険補償型(B型)で補償します。(普通傷害保険部分のみ)

- ご家族** も加入することができます。

- 団体割引 **10%** が適用されますので、保険料が **割安** です。

- 身の回り品の損害を補償** する携行品損害補償(オプション①)、

住宅内の家財の損害を補償 する住宅内生活用動産補償(オプション②)の

2つのオプション をご用意しました。

携行品損害補償



旅行中カメラを落として壊した



ゴルフプレー中にクラブを壊した



通勤途中、バックを奪われた

住宅内生活用動産補償 (日本国内のみ補償)



火災による家財の損害



盗難



水災による家財の損害

被保険者(保険の対象となる方)の範囲について

この保険の対象者(被保険者)は各地商工会議所・連合会常勤役員およびその配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟姉妹および同居の親族の方とします。年齢の制限はございません。役員本人の配偶者(内縁も含む)・お子様・ご両親・ご兄弟姉妹および同居の親族のみの加入もできます。配偶者・父母・子供に関しては「義理」・「同居」・「同一生計」は問いません。同居の親族に関しては「義理」・「同一生計」は問いません。親族とは6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金」「保険金をお支払いしない主な場合」については、このパンフレットの「補償内容」をご覧ください。

※内縁とは次の(A)～(C)を全て満たす場合に限ります。

(A) 実質的に夫婦関係を成立させようとする意思があること

(B) 「同居」および「経済的一体性」という共同生活の実体が存在すること

(C) 重婚の内縁(妻ある夫や夫ある妻と結んだ内縁)の場合は、前の婚姻が事実上解消されていること

保険金額と保険料

傷害保険A型 1口 600円
 傷害保険B型 1口 700円
(A・B型合計で5口まで)

免責期間 なし

保険金支払対象期間
事故によるケガの発生からその日を含めて
180日以内

●保険料は、年齢、性別に関係ありません。
 ●オプションは月額保険料・保険金額とも一律です。

型式区分	1口あたり月額保険料	保険金の種類	1口あたりの保険金額 ^①	
			交通事故以外の場合 (普通傷害保険)	交通事故の場合 (普通傷害保険・交通事故傷害保険)
A型 (天災補償なし)	600円	死亡・後遺障害保険金	1,050千円	2,050千円 (1,050千円+1,000千円)
		入院保険金(1日につき)	2,000円	4,000円 (2,000円+2,000円)
		通院保険金(1日につき)	850円	1,700円 (850円+850円)
B型 (天災補償あり ^②)	700円	死亡・後遺障害保険金	1,200千円	2,300千円 (1,200千円+1,100千円)
		入院保険金(1日につき)	2,000円	4,000円 (2,000円+2,000円)
		通院保険金(1日につき)	850円	1,700円 (850円+850円)
加入限度口数	(A型・B型合計で) 5口まで			

プラス

	月額保険料	保険金額(限度額)	お支払いする保険金 (詳細は「補償内容」の表をご覧ください)
① 携行品損害補償	70円	10万円 <small>免責金額(自己負担額) 3,000円</small>	住宅外で携行する被保険者所有の身の回り品が偶然な事故で損害を被った場合に、その損害額(時価額)
② 住宅内生活用動産補償	600円	100万円 <small>免責金額(自己負担額) 3,000円</small>	日本国内で住宅内にある被保険者所有の家財等が偶然な事故で損害を被った場合に、その損害額(時価額)

*1日型の普通傷害保険には天災危険担保特約がセットされているため、普通傷害保険では天災(地震・噴火またはこれらによる津波)によるケガも対象となります。

*2普通傷害保険の保険金額は、加入者が職種別Aの場合の支払保険金額となります。職種別Bにある業務に従事している加入者については、支払保険金額が減額となります(保険料は変わりません)。なお、Bに該当する場合の保険金額等については、引受保険会社にお問い合わせください。

職種別A…「事務従事者」「販売従事者」など、下記の職種別Bに該当しない方
 職種別B…「自営業運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「探鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」

- オプション単独ではご加入できません。必ずA型またはB型に1口以上ご加入いただく必要があります。
- オプションは①、②とも被保険者1名につき1口のみご加入となります。ご加入された被保険者ごとに、1事故につき免責金額3,000円を自己負担していただきます。
- 住宅内生活用動産は、被保険者の同居、別居を問わず1名につき1口までご加入できます(例えば同居のご夫婦が1口ずつ入られた場合、その住居内の動産は合計して200万円まで補償されます)。
- 上記補償(①・②)は、フルガード保険特約付普通傷害保険に付帯されます。
- 保険金額は、傷害保険(A型・B型)と所得補償保険の被保険者(保険の対象となる方)数の合計が500名以上1,000名未満の場合のもので、被保険者(保険の対象となる方)数が1,000名以上の場合は保険金額を引き上げ、500名未満の場合は保険金額を引き下げさせていただきますのであらかじめご了承ください。
- 住宅内生活用動産にご加入の場合は、保険証券記載の住宅内(敷地を含む)に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族(配偶者を含む)が所有する生活用動産が対象となります。

保険金受取例

Aさん 女性37歳 傷害保険A型2口+B型2口 月額保険料2,600円

たとえばこんな時!! 階段から落ちて足を骨折、入院!

大槌部 骨折 ▶ 入院4日間 ▶ 通院25日 階段から落ちて足を骨折で4日間入院。退院後25日通院。入院から退院後の通院までしっかり補償されました。

保険金総額

①入院保険金(A型2,000円×2口+B型2,000円×2口)×4日=32,000円
 ②通院保険金(A型850円×2口+B型850円×2口)×25日=85,000円

①32,000円+②85,000円=
117,000円

保険金受取例

Bさん 男性51歳 傷害保険A型3口+オプション② 住宅内生活用動産補償 月額保険料2,400円

たとえばこんな時!! 豪雨で床上浸水、家財が水浸し!

集中豪雨で床上浸水となり、家財(テレビ、食卓等)で合計80万円(時価)の損害が発生。免責金額を除いて実際の損害額が支払われ、家財の買替えができました。

保険金総額

傷害保険オプション② 住宅内生活用動産補償
 80万円-3,000円(免責金額)=797,000円

797,000円

※ノート型パソコン、携帯電話等補償の対象とならない物もありますので、詳細は「補償内容」をご覧ください。

※上記は引受保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

手術保険金について

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所で所定の手術を受けられた場合、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。

ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。詳細は「補償内容」をご覧ください。



他の同種保険と合算して、お一人の入院保険金日額が入院1日あたり**15,000円**、通院1日あたり**10,000円**を上回らないようにお決めください。 ※引受保険会社規定

ケガ・病気で働けない間の所得を補償

所得補償保険〈短期型〉

所得補償保険

団体割引

15%

(基本給別1級)

ケガまたは病気により、就業不能^{*1}となった場合に最長2年^{*}まで所得を補償します

※64歳以上の場合は最長1年間

特長

- お仕事を休まれる原因が **ケガ・病気** のいずれでも補償の対象となります。
- 入院^{*2}だけでなく **自宅療養** (医師の治療を受けていることにより商工会議所の業務に全く従事できない場合)も補償されます。
- 日本国内・国外、業務中・日常生活を問わず、ケガや病気で働けなくなり、免責期間7日間を超えた場合に、保険金をお支払いします。
- ご加入の際、 **医師の問診はありません**
(加入依頼書の質問欄にあなたの健康状態を正しくご記入ください)
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、引受保険会社が提示する条件に従ってご加入いただくことがあります。
- 保険期間中に保険金のお支払いがなければ **無事故戻し20%** (ただし保険期間が満了の方のみ)
- 団体割引 **15%** が適用されますので、保険料が **割安** です。



- *1 就業不能とは ケガまたは病気を被り、その治療のために入院していること、または入院以外(通院、自宅療養)で医師の治療を受けていることにより、商工会議所の業務に全く従事できない状態をいいます。ただし、病気やケガで死亡した後、あるいは病気またはケガが治癒した後は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。
- *2 「入院」とは 医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

被保険者(保険の対象となる方)の範囲について

この保険の加入対象者(被保険者)は各地商工会議所・連合会常勤役員本人のみとなります。

「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金」「保険金をお支払いしない主な場合」については、このパンフレットの[補償内容]をご覧ください。

- 所得補償保険〈短期型・長期型〉のみのご加入では、傷害保険のオプション(P4記載)にはご加入できません。

保険金額と保険料

免責期間*1
7日間

保険金支払対象期間*2
20歳～63歳=2年間
64歳以上 =1年間

- 月額保険料は1口あたり1,000円です。
- 月額保険金は年齢によって異なります。
- *1 保険金をお支払いしない期間
- *2 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間

保険期間中(保険のご契約期間中)に、ケガまたは病気によって就業不能となり、その期間が免責期間(7日間)を超えた場合に、20歳～63歳の方は2年間(24ヶ月)、64歳以上の方は1年間(12ヶ月)を限度とし、所得補償保険金として、次の金額をお支払いします。

(お支払額) = 月額保険金額(補償額) × 就業不能期間(月数)

※就業不能期間 = 就業不能日数 - 7日間(免責期間)

- 保険金額が被保険者(保険の対象となる方)の事故直前12ヶ月間の平均月間所得を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。
- 就業不能期間が1ヶ月に満たない場合、または1ヶ月未満の端日数が生じた場合は、保険金は1ヶ月を30日とし、日割計算します。

月額保険料	1,000円(1口あたり)
満年齢	月額保険金額(補償額)
20～24歳	106,000円
25～29歳	91,000円
30～34歳	72,000円
35～39歳	56,000円
40～44歳	43,000円
45～49歳	35,000円
50～54歳	30,000円
55～59歳	28,000円
60～63歳	26,000円
64歳	37,000円
65～69歳	24,000円
70～74歳	18,000円



(20歳未満および75歳以上の方については、別途計算となりますのでご照会ください)
(年齢は、保険期間初日(平成24年1月1日)現在の満年齢です)

- 上記月額保険金額は基本級別1級(事務職等)の方を対象としたものです。その他の職種の方は、引受保険会社にお問い合わせください。
- 所得補償保険の月額保険金額は、被保険者の職種や年齢などにより異なります。
- 所得補償保険金額は、平均月間所得額の範囲内(上限100万円)で設定してください。
- 月額保険金額(補償額)は、傷害保険(A型・B型)と所得補償保険の被保険者(保険の対象となる方)数の合計が500名以上1,000名未満の場合のものです。被保険者(保険の対象となる方)数が1,000名以上の場合は保険金額を引き上げ、500名未満の場合は保険金額を引き下げさせていただきますのであらかじめご了承ください。
- 更新時の年齢が64歳の方は、健康状態の告知が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

保険金受取例	Cさん 男性50歳	10口	月額保険料 10,000円
--------	-------------	-----	---------------

たとえばこんな時!! 心筋梗塞で入院し、11ヶ月間就業不能に!



心筋梗塞を発病し、そのまま入院。2回の手術。入院も120日と長期にわたりました。退院後も自宅療養を余儀なくされ、免責期間(7日間)経過後11ヶ月にわたり、就業不能状態になってしまいました。その間、減少した収入は、この保険の補償で支えられました。

保険金総額

月額保険金額(補償額) 1口30,000円 × 10口 = 300,000円

30万円 × 11ヶ月 = **3,300,000円**

※上記は引受保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



ご加入口数は、
年収 × 1/12 × 1/月額保険金額
の範囲内でお決めください。

※就業不能により支出と免れる金額や就業不能の発生にかかわらず得られる収入がある場合は、年収が差し引いて計算します。

加入例 年齢40歳、年収540万円の場合
540万円 × 1/12 = 450,000円
450,000円 / 43,000円 > 10口

上記の例では、10口が正解となります。

長期間働けなくなった場合の所得を補償

所得補償保険〈長期型〉

団体割引

15%

精神障害担保特約付団体長期障害所得補償保険

ケガまたは病気により、就業障害*となった場合に最長60歳になるまでの所得を長期で補償。
心の病気による療養もしっかりカバー*

*精神障害の場合は最長2年間。ただし、2年間が60歳を超える場合は最長60歳になるまで。

特長

- 最長60歳になるまでの **長期間のお支払い**
万が一、商工会議所を退職することになっても就業障害が続けば60歳になるまでお支払いが続きます。
- 復職した場合でも、就業障害前と比べて、月間所得額が20%以上減っていたら **その減額率(喪失率)に応じて、1ヶ月につき月額保険金額を限度に** お支払します。(ただし、保険金支払対象期間開始後2年以内)
- ご自身の万が一に備えて入ることも(任意加入型)、役職員向け福利厚生の一環として **商工会議所が掛金を負担することも(包括加入型) 可能** です。
- 団体割引 **15%** が適用されますので、保険料が **割安** です。
- 病気・ケガはもちろん、うつ病等の **心の病気による療養も** **しっかりカバー** できます!(ただし最長2年間)

雇用環境の変化により「心の病」が増え、長期間の就業障害が増加しています。近年行われた全国調査で、**国民の15人に1人がうつ病を経験**していることが明らかとなりました。また、世界保健機構(WHO)の将来予測によると、**うつ病は2000年では総疾病の第4位であったのに対し、2020年には第2位になる**といわれています。

例えば
こんな
とき...

病気やケガで長期間働けなくなり、**収入の大幅な減少**。

生命保険や医療保険、傷害保険などでは、万一の死亡・入院・通院など、必要な費用は補償されますが、**働けない期間の所得は補償されません**。



健康時 収入と支出のバランスが保たれている

長期療養時 所得が減少し通常の支出に加えて、医療費も!!

* 就業障害とは 「免責期間中」および「保険金支払対象期間開始後2年超」については、身体障害を被り、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。

「保険金支払対象期間開始後2年以内」については、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超である状態をいいます。

ただし、いずれの場合も、身体障害により死亡した後は就業障害とはいいません。詳しくは、このパンフレットの[補償内容]をご覧ください。

●所得補償保険(短期型・長期型)のみのご加入では、傷害保険のオプション(P4記載)にはご加入できません。

保険金額と保険料

免責期間^{※1}

10日間

保険金支払対象期間^{※2}

最長60歳になるまで
(精神障害の場合は最長2年間、ただし、2年間
が60歳を超える場合は最長60歳になるまで。)

※1 保険金をお支払いしない期間
※2 保険金をお支払いする1事故あたり
の最長期間

●月額保険金額(補償額): 1万円(1口あたり)

満年齢 ^{※1}	月額保険料(1口あたり)		満年齢	月額保険料(1口あたり)	
	男性	女性		男性	女性
15~24歳	358円	260円	40~44歳	635円	848円
25~29歳	401円	358円	45~49歳	739円	941円
30~34歳	458円	498円	50~54歳	738円	843円
35~39歳	533円	674円	55~59歳 ^{※2}	447円	439円

※1 年齢は、保険期間初日(平成24年1月1日)現在の満年齢です。

※2 免責期間中に満60歳になった場合は、保険金がお支払いされませんのでご注意ください。

●月額保険金額(補償額)は、傷害保険(A型・B型)と所得補償保険の被保険者(保険の対象となる方)数の合計が500名以上1,000名未満の場合のもので、被保険者(保険の対象となる方)数が1,000名以上の場合は保険金額を引き上げ、500名未満の場合は保険金額を引き下げさせていただきますのであらかじめご了承ください。

●月額保険料は所得補償保険(長期型)加入率が30%未満の場合のもので、加入率が30%以上の場合は保険料を引き下げさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

保険金受取例

Dさん | 男性30歳 | 20口 | 月額保険料9,160円

たとえばこんな時!! 交通事故で脊髄損傷、寝たきりで就業障害に!



突然の交通事故で脊髄を損傷し、入院、1回の手術となりましたが、下半身不随(寝たきり)のため、60歳まで30年間にわたり、就業障害状態になってしまいました(月間所得額が100%減った)。

保険金総額

月額保険金額(補償額) 1口10,000円×20口 = 200,000円

20万円×(12ヶ月×30年間) = **72,000,000円**

保険金受取例

Eさん | 男性50歳 | 30口 | 月額保険料22,140円

たとえばこんな時!! 脳梗塞で1年間寝たきり、その後リハビリしながら1年間は短時間勤務、その後完全復帰へ!



脳梗塞が原因で入院し、1年間は寝たきりで全く働けませんでした(月間所得額が100%減った)。その後業務に復帰しましたが、リハビリに通いながら短時間勤務(就業障害)を1年間続けた後(月間所得額が50%減った)、完全に職場復帰しました。

保険金総額

月額保険金額(補償額) 1口10,000円×30口 = 300,000円

①30万円×12ヶ月 = 3,600,000円

②30万円×所得半減50%×12ヶ月 = 1,800,000円

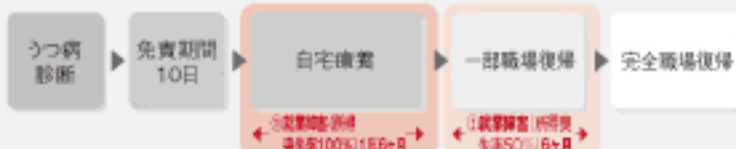
①3,600,000円+②1,800,000円 =

5,400,000円

保険金受取例

Fさん | 男性40歳 | 20口 | 月額保険料12,700円

たとえばこんな時!! うつ病で1年半自宅療養の後、半年間の短時間勤務、その後完全復帰へ!



うつ病と診断され、入院にはならなかったものの1年6ヶ月の間、仕事に行くことができませんでした(月間所得額が100%減った)。ようやく職場復帰したものの最初の半年間は短時間勤務(就業障害)を続け(月間所得額が50%減った)、その後、完全職場復帰しました。

保険金総額

月額保険金額(補償額) 1口10,000円×20口 = 200,000円

①20万円×18ヶ月 = 3,600,000円

②20万円×所得半減50%×6ヶ月 = 600,000円

①3,600,000円+②600,000円 =

4,200,000円

※上記は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



ご注意

ご加入されている公的医療制度による給付内容などを勘案し、「平均月間所得」の85%以内かつ100万円を超えないように月額保険金額(口数)をお決めください。

被保険者(保険の対象となる方)の範囲について

この保険の加入対象者(被保険者)は各地商工会議所・連合会常勤役員本人のみとなります。

「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金」「保険金をお支払いしない主な場合」については、このパンフレットの「補償内容」をご覧ください。

補償内容

フルガード保険特約付帯普通傷害保険、交通事故傷害保険

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が割増になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合	
傷 害 (国内外補償)	死亡保険金	意図かつ偶然な外来の事故(交通事故傷害保険の場合は交通事故等(注))によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	(普通傷害保険・交通事故傷害保険共通) ●保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産によるケガ ●外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(地震は、普通傷害保険に天然危険特約が付帯されていますので、普通傷害保険部分については、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガについても保険金をお支払いします) ●戦争、内乱、暴動などによるケガ(※) ●核燃料物質の有害な特性などによるケガ ●自動車等の乗用具による暴走、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛などで医学的治療所見のないもの 等
	後遺障害保険金	意図かつ偶然な外来の事故(交通事故傷害保険の場合は交通事故等(注))によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ発生して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	意図かつ偶然な外来の事故(交通事故傷害保険の場合は交通事故等(注))によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合	入院の日数(実日数)に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いできません。 (注)入院保険金が支払われる期間中、さらに別の意図かつ偶然な外来の事故により新たなケガをされても入院保険金は重複してお支払いできません。	
	手術保険金	意図かつ偶然な外来の事故(交通事故傷害保険の場合は交通事故等(注))によりケガをされ、上記入院保険金がお支払される場合において、その治療のため、病院または診療所において所定の手術を受けられた場合 [所定の手術]の詳細については、引当保険会社のホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/operation.html)もご確認ください。	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	(普通傷害保険のみ) ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、輪滑以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー・パラグライダーなどの危険な運動中のケガ (交通事故傷害保険のみ) ●職務または業務のために船舶に搭乗している間、航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または、乗務として搭乗している間のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間のケガ ●職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ●職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ●極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等
	通院保険金	意図かつ偶然な外来の事故(交通事故傷害保険の場合は交通事故等(注))によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(往診を含みます)による医師の治療を受けられた場合	通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院の日数」は、90日が限度となります。なお、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がな、程度に沿った時の通院に対しては、保険金をお支払いできません。 (注)入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の意図かつ偶然な外来の事故により新たにケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。	(※)「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

上記傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性およびウイルス性急性中毒は含まれません。なお、以下のような急性性、慢性性、外傷性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
・職業病、テニス肩 等

(注)「交通事故等」とは以下のものをいいます。

●運行中の交通乗用具(自動車、自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突・接触などの交通事故 ●運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故 ●乗客として船の改札口入ってから出るまでの船内における事故 ●道路通行中の建物の倒壊、建物からの物の落下、崖崩れ、土砂崩れ、岩石などの落下、火災または破砕・爆発などによる事故 ●建物または交通乗用具の火災による事故 等

携行品損害(国内外補償)	被保険者(保険の対象となる方)の居住の用に供される住宅外において、被保険者が携行する被保険者所有の身の回り品(保険の対象)が偶然な事故によって損害を受けた場合(注)以下の物は保険の対象になりません。	保険期間を通じ携行品損害保険金額を限度として保価額(時価額)を基準に算出した損害額(1個(1組、1対)あたり10万円を限度とします。また、乗車券・通貨などは合計5万円を限度とします。)をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用等もお支払いできることがあります。 (注1) 1回の事故ごとに損害額のうち免責金額(自己負担額)3,000円を自身で負担していただきます。 (注2) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれる場合があります。 (※) 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額、修理できる場合は修理費に基づいて定めます。	●ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意もしくは重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族の故意による損害 ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる損害 ●戦争・内乱・暴動などによる損害(※) ●核燃料物質の有害な特性などによる損害 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠陥による損害 ●保険の対象である液体の流出による損害 ●被保険者の居住する住宅(敷地を含みます。)内で生じた事故による損害 ●自然の消滅または性質によるさび、かび、変色、その他類似の事由または必ずみえない、虫食い等による損害 ●すり傷、傷き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって、機能に支障をきたさない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的の事故による損害 ●差し押さえ、徴収、没収、破壊などまたは公共団体の公権力の行使による損害 等 (※)「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
	①船舶(ヨット・モーターボート・水上バイクボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品②自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン機およびこれらの付属品③移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・プロシエ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品④書画、書状、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物⑤動物および植物⑥手形その他の有価証券(小切手は除きます。)、印紙、切手⑦現金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物⑧積本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 等		

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用動産(国内補償)	<p>日本国内における偶発な事故によって、被保険者(保険の対象となる方)の居住の用に供される住宅内に所在する生活用動産で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物が住宅内において損害を受けた場合 (注)以下の物は保険の対象になりません。</p> <p>①船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含まず)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品③移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品④銃器、銃銃、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物品⑤動物および植物⑥手形その他の有価証券(小切手は除きます)、印紙、切手⑦預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含まず)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物品⑧積本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物品</p>	<p>保険期間を通じ住宅内生活用動産保険金額を限度として保険価額(時価額※)を基準に算出した損害額(貴金属、宝石、美術品等は1個(1組)あたり30万円を限度とします。(乗車券・道貨などは合計5万円を限度とします。))をお支払いします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用等もお支払いできることがあります。</p> <p>(注1)1回の事故ごとに損害額のうち免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。</p> <p>(注2)他の保険契約または共済契約から保険金がお支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>(※)同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。修理できる場合は修理費に基づいて定めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意もしくは重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族の故意による損害 ●けんかや自傷・犯罪行為を行うことによる損害 ●戦争・内乱・暴動などによる損害(※) ●核燃料物質の有害な特性などによる損害 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠陥による損害 ●保険の対象である液体の流出による損害 ●自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、その他類似の事由またはかびの食い、変色等による損害 ●すし傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって、機能に支障をきたさない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的の事故による損害 ●差し押さえ、徴収、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使による損害 ●保険の対象の加工着手後に生じた損害 ●詐欺・横領による損害 ●修理、調整作業上の過失、技術の欠陥による損害 ●楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損、音質の変化等による損害 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(※)「案件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「案件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>

所得補償保険(短期型) 被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険(基本契約)	<p>被保険者(保険の対象となる方)が、保険期間中(保険のご契約期間中)に、ケガまたは病気によって就業不能^{※1}となり、その期間が免責期間^{※2}を超えた場合</p>	<p>所得補償保険金として、次の金額が支払われます。</p> <p>[支払額] = 就業不能期間^{※3}(月数^{※4}) × 保険金額(ご契約金額)</p> <p>(注1) 保険金額が被保険者(保険の対象となる方)の平均月間所得額^{※5}を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p> <p>(注2) 他の保険契約または共済契約から保険金がお支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>たとえば、次のような原因により生じた就業不能^{※1}については保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは病気 ●けんかや自傷・犯罪行為を行うことによるケガまたは病気 ●麻薬、あへん、覚せい剤等の使用によるケガまたは病気 ●戦争・内乱・暴動などによるケガまたは病気^{※6} ●核燃料物質の有害な特性などによるケガまたは病気 ●妊娠、出産、流産およびこれらによるケガまたは病気 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●むち打症、腰痛などで医学的に他覚所見のないもの ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●被保険者が受けた精神病的障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害 <p style="text-align: right;">等</p>
	<p>*1. 「就業不能」とは、ケガまたは病気を被り、その治療のために入院^{※7}していること、または入院以外でそのケガもしくは病気について、医師の治療を受けていることにより、働きの業務に全く従事できない状態をいいます。ただし、死亡した後、あるいは病気またはケガが治癒した後はいかなる場合であっても就業不能とはいいません。中「入院」とは、治療が必要で、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>*2. 「免責期間」とは、継続して就業不能である日数で、契約により取り決めた一定の期間(7日間)を指し、就業不能になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません。</p> <p>*3. 「就業不能期間」とは、免責期間終了の日日から起算して、契約により取り決めた保険金お支払い期間内の就業不能日数をいいます。</p> <p>*4. 1ヶ月に満たない場合または1ヶ月未満の端日数が生じた場合は、1ヶ月を30日として日割計算により算出します。</p> <p>*5. 「平均月間所得額」とは、免責期間が始まる直前12ヶ月における被保険者の所得(加入依頼書等記載の業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得にかかるとる収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除きます。)の平均月額をいいます。</p> <p>*6. 「案件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ、病気は除きます。なお、「案件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>		

ご加入にあたって

- 所得補償保険金額(基本契約)は、平均月間所得額の範囲内で設定してください。詳しくは引受保険会社にご相談ください。
- お支払いいただく保険料は、職業・職務や年齢などにより異なります。
- 所得補償保険の加入対象者は、保険期間初日現在の両年齢が満15歳以上の方に限られます。
- 所得補償保険では、保険のご加入時にすでに被っているケガや病気による就業不能については保険金のお支払いの対象とはなりません。(ただし、保険のご加入時にすでに被っているケガや病気による就業不能であっても、新規ご加入時の保険期間(ご契約期間)開始後1年を経過した後にその就業不能が開始した場合は、保険金お支払いの対象となります)
- 過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りしたり、引受保険会社の提示するお引受条件に従ってご加入いただくことがあります。また、更新をご希望の場合も上記と同様のお取扱いとなります。

補償内容

所得補償保険(長期型)(団体長期障害所得補償保険)

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合						
<p>被保険者(保険の対象となる方)が日本国内または国外においてケガまたは病気(あわせて以下「身体障害」といいます。)を被り、その直接の結果として就業障害*1となり、その就業障害が免責期間*2を超えて継続する場合</p>	<p>保険金支払対象期間*3中の就業障害である期間1ヶ月に対して、次の金額が支払われます。ただし、保険金支払対象期間中の就業障害である期間1ヶ月について1,000,000円を限度とします。</p> <p>〔支払額〕=月額保険金額×所得喪失率*4</p> <p>※保険金額が平均月間所得額*5を超える場合は、平均月間所得額を保険金額として支払保険金の額を算出します。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※引受保険会社は被保険者が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。引受保険会社はその協議の結果として社会通念上被保険者の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p>	<p>たとえば、次のような原因により生じた就業障害*1については保険金をお支払いできません。</p> <p>①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害</p> <p>②本人かやむを得ず 犯罪行為を行うことにより被った身体障害</p> <p>③盗難、火災、水災、雷、地震、シナガシの発生によって被った身体障害</p> <p>④戦争、内乱、暴動によって被った身体障害*6</p> <p>⑤核燃料物質の有害な放射性等によって被った身体障害</p> <p>⑥上記①～⑤に随伴して生じた事故によって被った身体障害</p> <p>⑦妊娠、出産、流産によって被った身体障害</p> <p>⑧免許許運転、酒酔運転中に生じた事故によって被った傷害</p> <p>⑨おもちう症、腰痛等で医学的検査所見のないもの</p> <p>⑩地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらの事由に随伴して生じた事故によって被った身体障害</p> <p>⑪被保険者が被った精神障害性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害(ただし、セッ卜される精神障害組保特約の対象となる精神障害については2年を限度にお支払いの対象となります) ※ただし、2年が60歳を超える場合は60歳になるまでが限度です。</p> <p>⑫発熱等の他覚的徴候のない感染</p>						
<p>所得補償保険(団体長期障害所得補償保険)</p>	<p>*1「就業障害」とは:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免責期間中</th> <th>保険金支払対象期間開始後2年以内</th> <th>保険金支払対象期間開始後2年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない(A)</td> <td>身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超(B)</td> <td>被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない(A)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(A)「被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態」とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態をいいます。</p> <p>①その身体障害のため、入院していること</p> <p>②上記①以外の場合で、その身体障害につき、医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合</p> <p>③上記①および②以外の場合で、その身体障害により、経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること</p> <p>(B)「身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超」とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により就業障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態、または身体障害により就業に支障が生じており、従前に比して所得の減少が20%超である状態をいいます。</p> <p>①その身体障害のため、入院していること</p> <p>②上記①以外の場合で、その身体障害につき、医師の治療を受けていること</p> <p>③上記①および②以外の場合で、その身体障害による後遺障害が残っていること</p> <p>なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはなりません。</p>	免責期間中	保険金支払対象期間開始後2年以内	保険金支払対象期間開始後2年超	被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない(A)	身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超(B)	被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない(A)	<p>*2「免責期間」とは、継続して就業障害である日数で、あらかじめ取り決めた一定の期間(10日間)を指し、就業障害になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません。</p> <p>*3「保険金支払対象期間」とは、免責期間終了の日日から起算する一定の期間(最長満60歳になるまで)を指し、保険金をお支払いする期間は、この期間をもって限度とします。</p> <p>*4「所得喪失率」とは「身体障害により全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> $1 - \frac{\text{免責期間終了の日日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記回復額に対応する各月における所得の額}}$ <p>ただし、所得額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があったときは、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*5「平均月間所得額」とは、就業障害が開始した日の属する月の直前12ヶ月間の所得の平均月間額をいいます。</p> <p>*6「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセッ卜されているため、テロ行為による身体障害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>
免責期間中	保険金支払対象期間開始後2年以内	保険金支払対象期間開始後2年超						
被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない(A)	身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超(B)	被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない(A)						

所得補償保険(団体長期障害所得補償保険)

加入対象者(被保険者:保険の対象となる方)の範囲

各地新工会議所・連合会の常勤従業員のうち、保険開始日現在の満年齢が満15歳以上59歳以下の方に限ります。

ご加入にあたって

- 保険金額は、平均月間所得額の範囲内で設定してください。詳しくは引受保険会社にご相談ください。
- この保険では、就業障害の原因となった身体障害について、加入日前1年以内に、医師等の治療、診察、診断を受け、または治療のために入院をしていたとき、あるいは通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金のお支払いの対象とはなりません。ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金お支払いの対象となります。
- 過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りしたり、引受保険会社が提示するお引受条件に従ってご加入いただくことがあります。

ご加入の際のご注意

告知義務(ご加入時に引受保険会社に重要な事項を申し出いただく義務)等

●加入依頼書等に★または△が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。(引受保険会社の代理店には告知受領権があります。告知事項は、以下の事項となります。詳細は加入依頼書等をご確認ください。)

- ・被保険者(保険の対象となる方)の生年月日(所得補償(短期型・長期型)のみ)
- ・被保険者の性別(所得補償(長期型)のみ)
- ・被保険者の健康状態(新規加入または更新時に補償内容を拡充される場合で、所得補償(短期型・長期型)のみ)
- ・被保険者のお仕事の内容(新規加入または更新時に加入内容を変更する場合で、普通傷害・所得補償(短期型)のみ)
- ・他の保険契約等*を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます)
 - *保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがあります。
- ・加入される方の氏名(△が△)についても併せてご確認ください。

●死亡保険金受取人の指定(傷害保険のみ) 死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合には、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合ご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、引受保険会社までお申し出ください。

●保険金額が平均月間所得額より高いときは、平均月間所得額を限度として保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。(所得補償(短期型・長期型)のみ)

●保険料控除(所得補償(短期型・長期型)のみ) 本保険の保険料は、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。

●保険金請求忘れのご確認について 更新してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、引受保険会社まですぐにご連絡ください。なお、ホームページの内容は平成24年1月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

●ご加入内容を変更されている場合 ご加入内容変更されている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

●ご契約内容および事故報告内容の確認について 損害保険会社等の間で、傷害保険等について不正契約における事故控除の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までご照会ください。

ご加入後のご注意

●ご加入内容の確認・保管 加入者証は1月までに送付します。加入者証はご加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りにご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、引受保険会社までお問い合わせください。

また、加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、引受保険会社までお問い合わせください。

通知義務(ご加入後にご加入内容に変更が生じた場合に引受保険会社へ連絡していただく義務)

●加入依頼書等に△が付された事項(告知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく引受保険会社へご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は、以下の事項となります。

●被保険者(保険の対象となる方)ご本人のお仕事の内容*(普通傷害・所得補償(短期型)のみ)

*1.普通傷害保険においては、下記のお仕事に変更となる場合には、引受保険会社からご案内するご加入内容に変更いただくか、ご加入を解除させていただきます。詳細は、引受保険会社へお問い合わせください。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手(水上オートバイを含む)、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事

*2.お仕事を求めた場合を含みます。

●保険期間(保険のご契約期間)の途中において被保険者の平均月間所得額が加入時の額より減少した場合には、引受保険会社にご連絡のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください。(所得補償(短期型・長期型)のみ)

●次回更新時の注意事項 保険金請求状況や健康状態、年齢等によっては、次回以降ご加入の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。ご加入時に特定の疾病等を補償対象外としてお引受けした場合であっても、新たに「健康状態告知用質問事項お答え欄」のすべての質問事項について告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を補償する加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや特定の疾病等が新たに補償対象外となる場合がありますので、ご注意ください。(所得補償(短期型・長期型)のみ)

●無事故戻し返れたい金は平成25年2月末日頃にご加入者の保険料引落口座にお支払いします。(所得補償(短期型)のみ)

●ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、引受保険会社へお問い合わせください。加入内容の変更から1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をされた場合には、念のため、連絡先の担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

退職されたときは

●農工会議所・連合会を退職された方は、その時点で本制度から脱退することになります(退職日をもって補償は終了します)。ただし、残りの保険期間に相当する保険料を一括でお支払いいただきますと、保険期間終了までは補償を継続することができます。

もし事故が起きたときは

①保険の対象となる事故、所得補償保険(短期型)では就業不能が発生した場合、また、所得補償保険(長期型)では就業障害が発生した場合には、30日以内に引受保険会社へご連絡ください。

②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

③ケガや病気を被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

④所得補償保険金(短期型・長期型)を請求される場合には、原則として所得を証明する書類をご提出ください。

事故のご連絡・
ご相談は

■平日9:00~17:00

東京海上日動火災保険株式会社 本店損害サービス部

傷害保険の事故連絡:TEL 03-3285-1961

所得補償保険の事故連絡:TEL 03-3515-7534

■365日24時間

東京海上日動安心110番

☎0120-119-110

※事故は119番-110番

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

本制度は、(財)全国商工会議所共済会を契約者として東京海上日動火災保険(株)と団体契約を締結するものです。従って、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(財)全国商工会議所共済会が有します。

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、契約者である(財)全国商工会議所共済会にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については引受保険会社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html>)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります)。
- 「契約概要」はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 「注意喚起情報」はご加入いただく保険のお申込みをいただく際、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報に記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、団体を契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。この保険の名称、契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関する
ご意見・ご相談は

パンフレット等記載の問い合わせ先にて承ります。

事故のご連絡・ご相談は 東京海上日動安心110番(事故受付センター)
(受付時間:365日24時間)

0120-119-110

「事故は119番-110番」

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

保険会社は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.senpo.or.jp/>)

0570-022808

受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日はお休みとさせていただきます)

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

被保険者またはそのご家族がすでに他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約される時等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。従って、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方が無条件にご加入されると保険料負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務(ご加入時に引受保険会社に重要な事項を申し出いただく義務)があります(代理店は引受保険会社に代わって告知を受領することができます)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方が自身が事実をありのままに正確にご回答ください。
- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます。)、は、以下の取扱いとなります。

・保険期間が1年以内のご契約の場合:支払責任の開始日^①から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

・保険期間が1年を超えるご契約の場合:支払責任の開始日^①から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

※ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金をお支払いの対象となります。

○なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数にかかわらず、保険金をお支払いできないことがあります。

- 加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

○通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に引受保険会社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金をお支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 始期前発病不担保の取扱い変更

(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品に限り)

ご加入を更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といえます。)ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年*を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

* 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

(2) その他

パンフレット等をご確認ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は右記(引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて)等をご確認ください。

6. 個人情報の取扱いについて

右記(個人情報の取扱いに関するご案内)もしくは加入依頼書等をご確認ください。

7. 新たな保険契約への要換えについて

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

- 現在のご加入を解約、減額等される場合の不利な事項
 - 多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。
- 新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項
 - 新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の責任開始期前の発病等の場合は、保険金が支払われない場合があります。

8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者にかかるご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明いたしますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

- 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。
- 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

 - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - 住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - レントゲン・MRI等の傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
 - 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
 - 引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明いたしますようお願い申し上げます。

(引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて)

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険会社	返れい金等
フルガード保険特約付帯普通傷害保険 交通事故傷害保険	破綻後 3ヶ月間は100% 3ヶ月経過後は80%	80%
所得補償保険 団体長期障害所得補償保険	90%*	90%*

* 引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下回ります。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

ご契約者である企業または団体は引受保険会社へ加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含まず)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用するほか、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ② 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社との間または引受保険会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④ 再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

* 「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等、前記各社の子会社等を含みます。

引受保険会社のグループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、引受保険会社(および引受保険会社のグループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご参照ください。

<ご加入内容確認事項(意向確認事項)>

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金の支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)、お支払いする保険金
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書等の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記に記載事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

[募集する商品に応じて記載いただく事項]

<第三分野商品>

以下の質問事項は、対象となる方のみご確認ください。

- 「年齢・性別により保険料が決定する商品(所得補償保険等)のタイプにご加入の場合のみ」ご確認ください。
 - 加入依頼書の「生年月日」または「性別」欄は正しく記載されていますか?

- 「傷害保険[※]のタイプにご加入の場合のみ」ご確認ください。
 - 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しく記載されていますか?
 - *対象となる種目と、各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおです。対象となる種目:フルガード保険特約付普通傷害保険
 - 職種別Aに該当する方:「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種別Bに該当しない方
 - 職種別Bに該当する方:「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種)
 - 「所得補償保険のタイプにご加入の場合のみ」ご確認ください。
 - 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しく記載されていますか?
 - 保険金額(ご契約金額)は、平均月間所得額[※]以下となっていますか?
 - なお、保険金額の設定の方法やお引受けできる限度額についてはこの募集パンフレットをご確認ください。
 - *「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12ヶ月における所得の平均月間額をいいます。
 - 「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。
 - 被保険者によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?
- 【種目共通事項】**
- 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?
3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。
- 特に「注意喚起情報」のご説明には、「保険金をお支払いしない主な場合等」などお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「賠償の重複に関するご注意^{*}」が記載されていますので必ずご確認ください。
- *例えば、賠償責任が補償されるご契約の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、賠償範囲が完全に重複することがあります。

本制度にご加入のお客様向けサービス

サービスの対象は、所得補償保険(短期型)、所得補償保険(長期型)(団体長期障害所得補償保険)にご加入されている方とご親族の皆様です。

メディカルアシスト

日常のおからの悩みから急な発病やケガまで、おからの「もしも」を万全の体制でアシストします。^{※1}

24時間
365日
受付

1 現役の救急の専門医が常駐 緊急医療相談 現役の救急の専門医および看護師が、緊急の医療相談に24時間お電話で対応します。

2 専門医による高度なサービス 予約制専門医相談 輪番で常駐する専門医が、専門的な医療・健康相談をお受けします。(予約制)

3 医療機関への送迎もご案内 医療機関案内 夜間の救急医療機関や、遠方での最寄りの医療機関をご案内します。

4 経験豊富・高度なノウハウ 転院・患者移送手配 救急病院から自宅最寄りの病院への転院や、ご自宅へ戻る場合、民間救急車や救急機特殊移送手配等の一連の手配を承ります。(業務はお客様のご負担となります)

5 がん専用相談窓口 がんに関するさまざまなお悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応じます。(より深いアドバイスをお聞きになりたい場合には、別途、専門の医師にご予約させていただきます)

- 受付時間**
1日48 24時間365日
- 事前予約**(予約受付は、24時間365日)
- お問い合わせ先**
☎0120-708-110
(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)

*1ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者(法人は除きます。)、被保険者(保険の対象となる方をいい、法人は除きます。)、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・親族(以下相談対象者といいます。)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちいずれかの方からの直接の相談に限り、

*2本サービスは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

※サービスは、引受保険会社の提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「ご住所」等を確認させていただきますのでご了承ください。

このパンフレットはフルガード保険特約付普通傷害保険、交通事故傷害保険、所得補償保険、精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である(財)全国商工会議所共済会にお渡ししてあります各保険約款および協定書によりますが、ご不明な点等ございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。また、ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合にはこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。

引受保険会社、ご意見・ご相談先

東京海上日動火災保険株式会社 担当課 広域法人部 法人第一課

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4147 FAX:03-3515-4148